　　　延岡市住宅再生リフォーム商品券事業利用要件

【商品名】

　over40住宅再生リフォーム商品券＋

【商品券の対象となる建物】

　①　延岡市内に存する住宅であること。

　②　昭和60年以前に建築された住宅であること。

　③　私人が所有する住宅であること。

　　※　住宅とは、居住部分の床面積が、延べ床面積の過半を占めるものをいいます。

　　※　倉庫・車庫など付属建築物は含みません。

【商品券の購入が可能な者】

　　①　リフォーム工事の場合

リフォームを行おうとする住宅を所有し、現に居住している者であること。

　　②　除却工事の場合

　　　⑴　住宅の所有者であること。

　　　⑵　空き家の所有者であること。

※　所有者とは、登記名義人、未登記の場合は、納税義務者、登記名義人等が死亡のときは、遺産分割協議において、相続する者同士の合意協議が成立している者をいいます。

【購入上限等】

　　①　１購入者につき、同一年度内に１回を購入回数の上限とする。

　　②　１度に購入できる商品券は、50万円相当を購入限度とする。

　　③　商品券は、５万円を１単位とし、５万円未満となる部分については、商品券を用いることができないものとする。

　　　例）工事金額19万円のとき、15万円の商品券で支払い、残り４万円は商品券以外の支払方法で支払うものとする。

【商品券の使用対象となる工事】

　①　リフォーム工事又除却工事に要する経費が10万円以上であること。

②　商品券取扱店によるリフォーム工事又は除却工事であること。

③　商品券を購入した年度の２月末日までに工事を完了すること。

④　リフォーム工事又は除却工事が市の他の助成を受けていないこと。

　　⑤　次のいずれかの工事であること。

ア）増築、改築又は減築（車庫その他付属建築物は除く。）

イ）構造材の補強、取替

ウ）立ち狂いの補修（地盤沈下によるものを含む。）

　　　エ）しろあり防除

　　　オ）階段の付け替え、新設

　　　カ）屋根の葺き替え又は塗装

　　　キ）外壁の張り変え、塗装又は断熱材の設置（雨漏りの補修を含む。）

　　　ク）間仕切り壁の新設又は変更

　　　ケ）壁紙や床の張り替え又は塗装

　　　コ）天井の張り替え（下地を含む。）

サ）建具の新設又は取り換え

シ）襖や障子の張り替え又は畳の取換え（表替えを含む。）

ス）雨樋（雨水埋設管を含む。）の修理

　　　セ）窓ガラスの補修、取り換え

　　　ソ）屋内のバリアフリー化工事（介護用リフトの新設を含む。）

タ）システムキッチンの新設、補修又は取り換え（一体型のコンロ及び食器洗い乾燥機の取り換えは含む。）

チ）風呂、台所又はトイレの水回り工事（洋式便座の取り換えのみの工事は除く）

ツ）給湯設備の新設、補修又は取り換え

　　　テ）照明器具（埋込タイプに限る。）の新設又は取換え

　　　ト）エアコン（窓用エアコンは除く。）の新設又は取換え

　　　ナ）深夜電力を利用した給湯器（エコキュートなど）の新設又は取換え

　　　ニ）太陽熱温水器の新設又は取り換え

ヌ）太陽光発電システムの新設又は取り換え

　　　ネ）家庭用燃料電池の新設又は取り換え

ノ）衣類乾燥機の新設又は取り換え（配管設備工事を伴うものに限る。）

ハ）門扉、囲障及び擁壁の補修、築造替え

　　　ヒ）門扉又は駐車スペースから玄関又は介助等を要する者の室の外部への出入口までのバリアフリー化（舗装、スロープ及び介護用シフトの設置を含む。）

　　　フ）敷地内の上下水道管、ガス管及び電線（分電盤を含み、通信線は除く。）の補修又は取り換え

ヘ）住宅が存する敷地内の樹木類の伐木又は伐根

ホ）除却工事（主として住宅を解体するものに限る。）

マ）その他住宅の修繕、模様替えその他住環境の改善のために行う工事であると認められるものであって、延岡市長と協議を終えたもの

　例）合併処理浄化槽の修理、取替、汲み取りや単独処理浄化槽から合併浄化槽への切り替えなど

【取扱店の取扱い】

　昨年度までに登録された登録店に加え、今年度から、市で登録を行いますので、新規登録のあった登録店は、その都度メール等で通知します。